

総社市告示第28号

総社市勤労者融資要綱（平成17年総社市告示第96号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分（以下「削除項号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(融資の保証) 第3条 この要綱に基づく融資について、<u>労働金庫が定める保証機関の保証を付するものとする。</u></p> <p>(融資条件) 第5条 融資の条件は、次に掲げるところによる。 (1) 略 (2) 融資期間 <u>6.0箇月以内</u> (3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p>	<p>(融資の保証) 第3条 この要綱に基づく融資について<u>労働金庫が必要と認めたときは、当該融資の保証業務を行う日本労働者信用基金協会(以下「労信協」という。)の保証に付するものとする。</u></p> <p>(融資条件) 第5条 融資の条件は、次に掲げるところによる。 (1) 略 (2) 融資期間 <u>5.6箇月以内</u> (3) 略 (4) <u>連帯保証人 所属労働組合長、事業主又はこれに代わる地位にある者。ただし、労働金庫又は労信協の定めがある場合は、その定めるところによる。</u> (5) 略 <u>2. 労信協の保証に付するときは、前項第4号の規定にかかわらず、連帯保証人を立てさせないことができる。</u></p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。